

27 西審個議第 14 号
平成 27 年 8 月 18 日

西東京市長 丸 山 浩 一 様

西東京市個人情報保護審議会
会 長 横 澤 利 昌

番号法施行に伴う条例整備について

平成 27 年 5 月 11 日付 27 西総総第 114 号の諮問に対し、別紙のとおり答申します。

別紙

番号法施行に伴う条例整備についての答申

平成 27 年 8 月 18 日

西東京市個人情報保護審議会

第1 諮問の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行に伴い必要となる個人情報保護関連条例の整備に関し、以下の方針のとおり実施することについて、審議会の了解を得たい旨の諮問が市長からあった。

- (1) 特定個人情報の保護及び取扱いに関し、新たに条例を制定すること。
- (2) 既存の個人情報保護条例については、番号法との整合を図るための改正のほか、規定の見直しを行うこと。

第2 諮問の趣旨

本件諮問の趣旨について、以下のとおり説明があった。

- (1) 特定個人情報の保護及び取扱いに関する条例の新規制定について

番号法施行に伴い地方公共団体が保有することとなる特定個人情報については、番号法第31条の規定により、当該地方公共団体がその適正な取扱いの確保及び開示、訂正、利用の停止等を実施するために必要な措置を講ずるものとされている。

このことに関し、東京都においては、「特定個人情報の保護に係る条例を新たに制定するとともに、現行の都条例等について必要に応じて関係する規定を改正する」との方針が示されている。

西東京市においても、市民及び職員にとって理解しやすい規定を整備し、番号制度導入における混乱等を避けることが重要であるとの判断から、東京都の方針と同様に新条例の制定を図るべきであると考えている。

- (2) 個人情報保護条例の改正について

西東京市個人情報保護条例については、番号法施行に伴う所要の改正を予定しているところであるが、同条例は、最終改正から10年が既に経過していることから、東京都、近隣他市等の条例を検討し、番号法対応に係る部分以外に関しても規定の見直しを図るべきであると考えている。

第3 審議会の結論

審議会は、諮問のあった個人情報保護関連条例の整備の方針について次のとおりとする。

特定個人情報の保護等に関し新たに条例を制定し、既存の個人情報保護条例の規定の見直しを行うとの方針について、いずれも認める。

第4 審議会の判断理由

審議会は、本件諮問に係る個人情報保護関連条例の整備の方針に関して、

説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

- 1 本件諮問に関し、市からは、番号制度の内容、東京都の条例整備方針、市の条例案の概要及び概要に係る市民意見公募手続の結果並びに条文案が示され、これらに基づき説明があった。

番号制度は、国民一人ひとりに附番された個人番号を行政手続等に利用することにより、行政運営の効率化及び行政手続の簡略化をすることを目的とするものであるが、一方で、個人番号及び特定個人情報については特に秘匿性の高い情報として、既存の個人情報よりも厳格な取扱いが求められている。

西東京市において、特定個人情報の保護に係る新条例を制定する理由として、市民及び職員にとって理解しやすい規定を整備し、番号制度導入における混乱等を避けるため、との説明があったところであるが、審議会としても、制度導入時において特定個人情報の取扱いが適正になされるためには、市の職員等の制度の理解が必須であると考えことから、本件諮問で示された方針について、認めるものである。

また、既存の個人情報保護条例の規定の整備を行うことについても、改正案及び当該改正案に関する説明を受け、その概要について認めるものである。

- 2 なお、制定及び改正する条例の文言等の詳細については、本審議会では審議すべき事項ではないが、条文の検討にあたっては、市民、職員等にとってわかりやすく、かつ、明確なものとするよう努められたい。

第5 審議経過

審議会の開催日	内容
平成27年5月11日	諮問及び審議
平成27年6月23日	審議
平成27年8月6日	審議
平成27年8月18日	答申